

議案第87号

福岡市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、人事委員会の報告等に鑑み、管理職員特別勤務手当の支給対象の時間帯を拡大するとともに、特定任期付教育職員に対する勤勉手当の支給に伴う特定任期付職員業績手当の廃止を行う等の必要があるによる。

福岡市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福岡市立学校職員の給与に関する条例（昭和29年福岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、へき地手当」を「及びへき地手当」に改め、「及び特定任期付職員業績手当」を削る。

第6条第1項中「第3条第8項」を「第3条第9項」に、「第7項」を「第8項」に改める。

第7条第2項第3号ア中「要しない日」の次に「又は勤務時間を割り振らない日」を加え、同項第4号中「第3条第8項」を「第3条第9項」に改める。

第7条の2第1項中「要しない日」の次に「、勤務時間を割り振らない日」を加え、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して教育委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して教育委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第10条の2第1項中「定年前再任用短時間勤務職員及び」を削る。

第11条第1項中「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」を「及び勤勉手当」に改め、同条第3項中「日の日数」を「日及び勤務時間を割り振らない日の日数を合計した日数」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。